

# 明治国家の政軍関係

## － 政治的理念と政軍関係 －

寺村安道

はじめに

- ・ 初期「明治国家」に於ける政軍関係の基本構造
- ・ 初期「明治国家」の政治システムと政軍関係
- ・ 太政大臣と陸軍元帥

- ・ 初期「明治国家」の戦時に於ける兵権の在り方
- ・ 「明治国家」の基本制度としての「統帥権独立」
- ・ 「明治国家」の破局と「統帥権独立」の否定

おわりに

### はじめに

「明治国家」<sup>1)</sup>の政軍関係<sup>2)</sup>が「統帥権独立」と呼ばれる統合と政治の優位を欠いた、近代戦の遂行上極めて不合理な状態に在った事はよく知られている。これはクラウゼヴィッツが『戦争論』で説いた政治（政府）への戦争（軍隊）の従属という思想<sup>3)</sup>と相容れない政軍関係の在り方であり、特に英米に見られるシビリアン・コントロールとは懸隔の甚だしい、対等乃至軍優位とも捉えられ兼ねない政軍関係であった。抑も広義の意味に於いて「統帥権独立」とは兵権（軍事上の権限）を政府の管掌下から分離し天皇が掌握する事であり（狭義の意味に於いて「統帥権独立」は軍令と軍政の分離を意味する）、「明治国家」の政治システムの原則が天皇による政兵二権掌握で在った事に由来すると言える。つまり「明治国家」の政府と軍隊は天皇を媒介とした間接的で且つ原則的に対等な政軍関係を形成していたと言えるのであり、歴史上、屢々「軍の政治介入」と言われる事態を召致するに至ったのである。

政軍関係を論じる上で、一つの政治体制の内に政府と軍隊がどの様に位置付けられ、どの様な関係に在るかは検証されなければ成らない問題である。この両者の関係を考える上で屢々論じられてきたのが「明治国家」にも見られた「軍の政治介入」という問題である。

例えばサミュエル＝ハンチントン氏は、暴力の管理者としての将校団のプロフェッショナリズムを極大化する事によって軍は政治的に中性化するとしたが<sup>4)</sup>、後には将校団のプロフェッショナリズムが確立されていても、政府の正統（当）性が動揺すれば「軍の政治介入」が起こ

り得るとの見解を提示した<sup>5)</sup>。またサミュエル＝ファイナー氏は「政治文化」を自己の理論の基礎概念とし、そのレベルに応じた「軍の政治介入」の段階論を示した。つまり英米の民主主義のレベルに達すれば「軍の政治介入」を防止出来るというものである<sup>6)</sup>。

これら先駆的研究に於いて、政軍関係は二者対立的に捉えられ、政治に介入する古典的な軍部論が共有されている傾向が見える訳だが、こうした単純な対立概念の上に成立している政軍関係論には限界を感じざるを得ない。事実、ハンチントン氏は「軍の政治介入」を論じながらも、政と軍が峻別し難く、それぞれ纏まりを欠く事も併せて指摘しているし<sup>7)</sup>、また出岡直也氏は「軍は常に政治システムの中にあるものと見なくてはならないとされ、軍の政治「への介入」という考え方自体が批判されている」<sup>8)</sup>との見解を提示している。こうした政治と軍事の不可分論と二者対立的把握の否定は、言うなれば当然の事であり、特に軍産複合体等は政治と軍事を不可分なものと捉えなければ、把握する事が出来ないのである。

しかし単に一つの政治システムに両者が包摂されている事に依拠して、「軍の政治介入」が論理的に起こり得ないと論じてみても、現実の政軍関係を直視した議論とは成り得ない。何故なら軍隊が政治機構の一部であるにも拘わらず、軍事クーデターの発生並びに軍部の政治的立場・発言力が明らかに高まったと認識される事態は起こり得るし、それが国民の目に「軍の政治介入」と映る事は想像に難くないからである。またそれは単なる認識論に止まらず、今日尚多くの国々で政府の運命や国民生活を左右する重大な問題である。軍は国家を防衛する最

終的实力要素であると同時に危険な存在であり続けているのである。

故に本稿では、近代的国家の成立過程で政治と軍事は政治システムの中に如何に位置付けられ、両者のどのような関係が状況に応じて「軍の政治介入」とも言える事態を招くのかという問題に取り組んでいきたい。そこで手掛りとするのが、先に触れた「明治国家」の歴史的経験である。「明治国家」では維新以来、政府と軍隊の形成と近代化がほぼ同時並行で進められ、対等な歴史的位置付けの中で、政軍関係が構築されていった。

そこは壮大な実験場であり、政軍関係の本質的問題を問う事が出来る場と考えられる。

そして本稿に於いて特に重視するのが「明治国家」の「政治的理念」の問題である。

此处に言う「政治的理念」とは政治体制の成立期に形成される原初的正統性理念を指す。

この様な「政治的理念」については議論の分かれる処であろう。或る者は、その存在を否定し、政治体制の成立を為政者の実力(例えば武力・経済力・統治能力等)や、歴史的必然性に求めるかも知れない。しかし支配する者と支配される者がいる限り、実力のみで統治を貫徹させる事は困難であり、それは様々な政治体制に関わる歴史が証明している。統治は有形(実効的支配能力)・無形(政治体制の根本を定め、為政者の支配を正統ならしめるもの)の力の作用が在って、初めて貫徹するものなのである。そして「政治的理念」には当然複数の形態が考えられる。

例えば、君主の存在に依拠する君主的な形態、政治思想的な形態、イデオロギー的な形態、宗教的な形態が想定され、これら以外の形態も存在するであろう。

尚、本稿に於いて、「明治国家」の「政治的理念」として仮定するものは君主的な形態を採る「天皇親政」である。「天皇親政」を「政治的理念」に位置付ける事には、異論も在る事と思われるが、「明治国家」の実状と、その政軍関係の構造を語る上で、現在の処、これに勝るものは考えられない。本稿ではこうした仮定の下に「明治国家」を論じていく訳だが、多くの歴史的事実を分析していく中に、自ずと仮定そのものの正しさが証明されるものと考えられるものである。

## 初期「明治国家」に於ける政軍関係の基本構造

「明治国家」形成の政治的契機が「明治維新」に求められる事には異論があるまい。

維新の政治的変革は形態として「王政復古」を目指しており、その基本理念として「公議政治」・「天皇親政」が挙げられるであろう。「公議政治」又は「公議輿論」については、当初企図された大名諸侯による会議が政治を主導出来ず、主として西南雄藩の士族出身の政治エリートが政治の実権を掌握していった事実は周知の通りである。

一方、「天皇親政」は維新の中核思想として、明治新政权を支える権威で在り続けた。岩井忠熊氏が言う通り、「御一新」の政治は、それが天皇の親政であることだけを理由としてはじめて合理化され<sup>9)</sup>たのである。但し、この「天皇親政」は天皇による専制的支配ではなく、飽くまでも天皇の名の下に統治が行われるという建前と、天皇による現実政治に対する正統性の付与を意味する。また維新直後から、この「政治的理念」が広く国民一般に共有されていたとは言えず、国政に携わる政治エリートとその周辺の人々に認知されていたものが徐々に拡大していったと考えられる。そして天皇による「万機宸裁」が基本的政治システムとして希求され、それは後に「明治憲法」に収斂され、天皇の大権として整理された。

つまり一貫した「明治国家」の「政治的理念」は「天皇親政」であったと考えられ、天皇は「明治国家」の権威の源泉であった。そして新生軍隊はこの「政治的理念」と不可分な関係で形成されていったのである。

明治4年2月、薩摩・長州・土佐三藩の兵から成る御親兵が設置された<sup>10)</sup>。戊辰戦争時、「官軍」と称される軍実力が存在したが、その実態は諸藩、特に西南雄藩の雑多な兵の集合体に過ぎず、中央政府の軍隊と呼べるものではなかった。これに比べ、御親兵は新政府(「太政官政府」)を支える(特に廃藩置県の際の布石として)初の本格的中央軍であった。しかし藩兵を母体とする事は「官軍」と何等変わらず、兵権、つまり軍事上の権限の所在は「太政官政府」の下に一元化されてはいなかった。

梅溪昇氏が指摘する通り、薩摩出身の兵達を現実に掌握していたのは、「太政官政府」に筆頭参議として迎えられた西郷隆盛であり、同様に板垣退助も土佐出身の兵達

に強い影響力を有していたと考えられ、「太政官政府」は西南雄藩の軍事的指導者を政権内部に取り込む事に依って、辛うじて兵権を掌握したに過ぎないのである<sup>11)</sup>。新政府の実態は軍閥の連合政権の色彩を帯びていたと考察され、政軍関係も一元化されず、多分に党派的性格を内部に温存していたのである。以上、「明治国家」に新たに発生した政軍関係の実態を概観したが、初期の軍隊はその在り方に更なる問題を抱えていたのである。

大江志乃夫氏は御親兵を「封建諸侯の割拠的軍事力に対抗するための絶対君主の常備軍」と定義した<sup>12)</sup>。御親兵が欧州的な意味での「常備軍」であるかは別にしても、その名に現れている通り、天皇の親衛軍であったと言える。御親兵は制度上兵部省（国防省に相当）の管轄下に在り、「太政官政府」の支配下に置かれる形態をとっていたが、明治5年3月には近衛兵に改変され、その制度を定めた「近衛条例」の条文には「近衛ノ都督八直二聖旨ヲ奉シ職務二従事スト雖モ常例外ノ事務ハ必ス陸軍卿ノ決ヲ取テ始テ服行スルヲ許ス」<sup>13)</sup>と定められていた。この天皇親衛軍という近衛兵の性格は実に重大な意味を持つ。何故なら御親兵の藩閥の性格が故に「太政官政府」は十分に兵権を掌握出来なかったのにも拘わらず、改めて御親兵が近衛兵として天皇親衛軍に明確に位置付けられたからである。つまり「太政官政府」は自らの権威の源泉であり、「政治的理念」の実体である天皇の下に依存すべき軍事力を置いたのであり、直接軍隊と対峙する政軍関係を構築しなかったのである。

初期「明治国家」の政軍関係は「政治的理念」を媒介とした間接的なものであった。

この様な政軍関係の基本構造を踏まえながら、次章では太政大臣への兵権委任という初期「明治国家」の政治システム上の問題に踏み込んでみたい。

## ・初期「明治国家」の政治システムと政軍関係

伊藤皓文氏は「太政官制時代の政軍関係」を取り上げ、明治4年から18年の政軍関係は「統合と政治支配の確立されていた」<sup>14)</sup>との見解を示し、「ただ一人の太政大臣のみが、政治と軍事にわたるいっさいの最高の国政統治権と責任を保有した」<sup>15)</sup>事を根拠としている。当該時期、天皇による「万機宸裁」は行われていないか、制度的に未熟であった。現実政治の上で只一人の太政大臣は自己の下に大政を一元化し、人事を掌握し、最高の地位に在

った。しかしそれは、太政大臣の兵権掌握を保証するものであったのであろうか。

「御親兵は、天皇の直接護衛にあたる親衛隊であって、後の近衛兵の母体をなし、旧陸海軍を天皇の軍隊（皇軍）として形成する決定的要因となった」<sup>16)</sup>と伊藤氏が述べる通り、御親兵は原則的に天皇親衛軍であった。こうした初期の軍隊の位置付け、そして初期「明治国家」に於ける兵権の所在を考察する上で興味深い史料の一つが明治2年11月の弾正台（警察・監察機関）の建議である。その一部を抜粋すると次の通りである。

一、政兵二権共主上自ラ御握遊ハサレ候儀ハ申上ルマテモ無之ヲ皇太子及諸親王ニ屬セラレ候儀有之候共決シテ之ヲ臣下ニ御委遊ハサレ間敷一時不得已ノコトキハ左右ノ大臣ニ御委任被遊度事<sup>17)</sup>

当建議では、天皇による政兵二権の掌握を原則とした上で、それ等の皇族への委任を、又止むを得ない場合は一時的な左右大臣への委任を認めている。当建議からは、天皇の政権・兵権掌握が「明治国家」の原則であって、皇族を除けば、政権・兵権の委任には一定の留保が為されるであろう事が窺える。このような天皇の政兵二権掌握の原則から、太政大臣の政権と兵権に対する権限について、次の様に整理する事が可能である。

政権の実体は太政大臣が率いる「太政官政府」そのものであって、原則的な政権の所在が天皇で在ったとしても、当該時期それは飽く迄も名目的問題の域を出なかった筈である。しかし兵権が及ぶ実体は天皇親衛軍であって、太政大臣と軍隊の関係は、太政大臣と「太政官政府」の関係とは全く異質であり、兵権が天皇の下に在る事は無視出来ない事象である。つまり天皇からの太政大臣又は「太政官政府」への兵権委任という「明治国家」の政治システム上の問題を経る事なく、直接太政大臣の兵権掌握を語る事には無理があると言わざるを得ないのである。

明治4年7月の「太政官職制章程」には、「天皇ヲ輔翼シ庶政ヲ總判シ祭祀外交宣戰講和立約ノ權海陸軍ノ事ヲ統治ス」<sup>18)</sup>と太政大臣の職掌が定められた。此処に太政大臣は海陸軍の統治者と定義されている。しかし同時期「兵部省職員令」は大元帥・元帥という最上の武官階級を定めている。これら二つの武官の存在は初期「明治国家」の兵権上、重大な意義を有しており、此処にその制度と政軍関係上に及ぼした影響を検証しておきたい。

『明治職官沿革表 合本1』によれば、大元帥・元帥の発祥は明治4年8月であり、「改兵部省官制」<sup>19)</sup>に明記された。そこに確認出来るのは、大元帥が官等に於いて別格であって、元帥が一等官で兵部卿（国防大臣に相当）と同等である事のみである。

それぞれの職掌は不明で、また当該階級に任じられた者は当初無かった。そしてこれら武官階級の内容を明らかにしたのが、『歩兵内務書第一版』である。当内務書は仏語文献から翻訳された『陸軍日典』を基礎に、ドイツやオランダの例を参考にして、明治5年6月兵学寮（軍事教育機関）に於いて編纂された陸軍最初の本格的な教科書である<sup>20)</sup>。当内務書中の大元帥・元帥に関わる内容を抜粋すると、以下の通りである。

### 第三章 陸軍武官之階級順序

#### 第一條 陸軍武官を大別シテ四級ト為ス即チ

其一 将官

其二 上長官 其三 士官 其四 下士官

#### 第二條 将官ハ 即チ {大将 中将 少将} 勅任

...中略...

#### 第十二條 我 皇國ニ於テ最上ノ武官ハ

大元帥 元帥

#### 第十三條 大元帥ハ海陸兩軍ノ總裁ニシテ必ズ

天皇陛下自ラ任ジ給フ者ナリ

#### 第十四條 元帥ハ陸軍總裁ニシテ必ズ兩名並ビ置レザル者トス<sup>21)</sup>

当内務書に依れば大元帥・元帥は皇国最上の武官であり、大元帥は海陸両軍の總裁、元帥は陸軍の總裁である。そして大元帥は天皇の勅裁によって任じられるものであり、天皇自身の就任も否定出来ないが、重要なのは「必ズ天皇陛下自ラ任ジ給フ」という文言である。先に取り上げた「太政官職制章程」中の「正院事務章程」には「勅任官ノ進退ハ 宸斷ニ出ルト雖モ三職之ヲ輔贊スルヲ得ル」<sup>22)</sup>と定められており、文武勅任官の進退は三職（太政大臣・納言・参議）の統制下に置かれていた訳だが、当内務書は大元帥の人事に於ける天皇の主体性を強調しているのである。

次に紹介するのは『歩兵内務書第一版』の改訂版である。当改訂の時期は判然としないが、少なくとも陸軍省内部で大元帥・元帥を定義したものであり、その内容は初期「明治国家」の戦時に於ける軍の最高人事の実態に対応しており、無視し得ないものである。

それは巻頭に朱筆で「陸軍省以下倣之」と記されており、

先程紹介した第三章の第十三・十四条を朱で全文抹消し、朱で訂正文を記している。その訂正文は「大元帥ハ親征出師ノ際ニ當リ海陸兩軍ヲ統御シ玉フ時奉稱スル所ノ號トス 元帥ハ皇太子若クハ其他大臣ヲシテ三軍ヲ率ヒ出征セシムル時之ニ任スル者トス」<sup>23)</sup>というものである。此処に定義された大元帥は明らかに天皇を指しており、天皇による兵権掌握の原則が色濃く打ち出されている。一方、戦時に於いて、元帥には「皇太子若クハ其他大臣」が任用され、太政大臣が出征軍の司令官を兼ねる事も考えられる。勿論、太政大臣が現実に軍の司令官であれば、太政大臣の兵権掌握は確実であるが、他の人物が元帥に任用されても、太政大臣への兵権委任が否定された事にはならない。つまり太政大臣は狭義の兵権（出征軍への指揮権）を直接掌握していなくても、広義の意味の兵権（軍全体への統制権）を掌握していると考えられるからである。しかし、当改訂版が意味する処は、別の意味で太政大臣への兵権委任に波紋を投げかけている。何故なら当改訂版は、名目的にせよ海陸軍を統御する大元帥は天皇であるとし、又出征軍の司令官に皇太子を任用する事も定めているからである。如何に太政大臣が広義の兵権委任を受けていたとしても、広義の兵権の原則的保持者である天皇並びに皇族が、狭義の兵権運用上に最高司令官乃至出征軍の司令官として直結させられる中、太政大臣への兵権委任は極めて微妙なものになったと言わざるを得ないのである。

以上、『歩兵内務書第一版』を手かがりに、大元帥・元帥という二つの武官の内容を明らかにすると同時に、初期「明治国家」の政治システム上の兵権委任という問題に言及してきた。大元帥・元帥の設置は直接海陸軍の統治者としての太政大臣を否定するものではなかったが、天皇による兵権掌握の原則を、現実の兵権運用上に顕現させるものであった。

また大元帥・元帥の設置は、狭義の兵権が「太政官政府」の外に置かれた事を意味する。

そして現実に、元帥には就任者が一人だけ存在し、それは初期「明治国家」の間接的な政軍関係を更に深い断絶に直面させる事になる。次章では、この就任事例を紹介し、且つ「明治国家」に於ける天皇を媒介とした兵権の在り方という問題を論じてみたい。

## ・太政大臣と陸軍元帥

明治5年7月20日山縣有朋陸軍中将兼陸軍大輔は近衛都督の職を去った。「山城屋事件」と呼ばれる公金流用事件に絡んでの辞任であった。当事件で近衛内部は酷く動揺し、西郷隆盛が事態の収拾に当たった。当時、西郷は「太政官政府」に於いて筆頭参議の地位に在ったが、陸軍元帥に任用され、山縣に代わり近衛都督に就任したのである。三條太政大臣が、西郷の元帥任用後の7月28日付けの岩倉具視宛の書簡に「近衛兵之居合も少々心配仕候事情有之同人拜命仕候には極て居合相付候見込御座候」<sup>24)</sup>（「同人」は西郷）と認め、また翌月12日に西郷が、岩倉使節団に随行し在欧中の大久保利通宛の書簡に「私には元帥にて近衛都督拜命仕當分破裂彈中に晝寝いたし居申候未だ出勤無之候得共此内よりもめ立居候事件悉く所置いたし候て其上出勤之積に相決し置候付御懸念被下間敷候」<sup>25)</sup>と記した通り、当人事の目的は明らか「山城屋事件」に対応し、近衛及び陸軍の動揺を鎮める事であった。依って西郷陸軍元帥を即太政大臣の兵権掌握に挑戦する存在と断ずる事は出来ない。しかし薩摩派將校への影響力が絶大な西郷が元帥という地位に直結した時、危険視される事は止むを得ないものが在ったと考察され、また元帥設置は太政大臣の兵権掌握にとって制度的欠陥であった筈であり、事実、明治6年5月8日「改陸軍武官官等」<sup>26)</sup>で大元帥・元帥は廃止されたのである。

陸軍元帥の地位は陸軍卿（「太政官政府」の構成員で陸軍大臣に相当）と同等の一等官であり、制度上、陸軍卿を介した太政大臣の陸軍支配というラインと平行した陸軍元帥による陸軍支配というラインを生み出していた。陸軍のトップは陸軍卿（当時欠員）と陸軍元帥に分裂し、しかも陸軍元帥を太政大臣に隷属させる規定は存在していなかった。こうした兵権の制度上の分裂と欠陥が大元帥・元帥を廃止に至らしめ、陸軍の命令系統は「太政大臣 - 陸軍卿」ラインへ一本化され、制度上「太政官政府」の下に兵権の一元化が図られたと言う事が出来るであろう。しかしこうした兵権の一元化という制度改革は、初期「明治国家」の政治システム又は「政治的理念」に照らして妥当性を備えていると言えるのであろうか。この点に関し、興味深いのが三條太政大臣自身の認識である。

「征韓論」に於いて、三條は次の様に出征軍の最高人事を岩倉具視に提案した。

就而八朝鮮事件今日之通御決定之上八速二僕二海陸軍總裁職御命し相成候様懇願仕候事二御座候右仰付候上八十分見込相立後世二至り弊害無之様必死盡力之決心二御座候間敢而兵権を求め候儀二八無之候偏二御公議ヲ以僕二御委任奉願度候<sup>27)</sup>

これは明治6年10月15日付の岩倉宛三條書簡を抜粋したものであり、三條は征韓問題に当たり「海陸軍總裁職」への就任を求めている訳だが、併せて「敢而兵権を求め候儀二八無之候」と記している。此処に言う兵権は狭義の意味、つまり海陸軍最高司令官の地位を意味するものと考えられるが、三條は狭義の兵権を握る事への反発を予測している。

天皇から政兵二権の委任を受けた太政大臣が更に直接軍事力を握る事は「天皇親政」を形骸化させる。それは「天皇親政」によって否定された「幕府」的な政治の再来に他ならないからである。三條太政大臣の兵権に関する基本的な立場は、飽くまでも広義の意味の兵権を委任されている状態に止め置かれていた。そして三條が戦時に於いて軍の司令官に就任した事例は存在しない。明治6年以降5年の間に「明治国家」は「佐賀の乱」・「西南の役」という内乱と「征韓論」・「征台の役」・「対清戦」といった戦役又はその計画を経験しているが、その中で行われた出征軍の最高人事は、初期「明治国家」に於ける兵権の在り方を実によく現しているのである。次章ではこの問題を扱ってみたい。

## ・初期「明治国家」の戦時に於ける兵権の在り方

初期「明治国家」が経験した主な戦役乃至その計画は既に列記した通りであるが、それぞれ軍事上の最高人事は如何なるものであったかを時代順に検証していこう。

先ずは「征韓論」に伴う出征軍の最高人事であるが、周知の通り本件では新政府内部で西郷の朝鮮派遣問題をめぐり激しい論戦と抗争が見られたが、結局使節の派遣も軍事行動も実施されなかった。具体的な戦争準備も見られなかった訳であるが、三條は論争が西郷の朝鮮派遣へ傾く中、既述の通り「海陸軍總裁職」への就任を求めていた。

次に「佐賀の乱」のケースであるが、本内乱は佐賀不平士族が前参議江藤新平を担いだ反乱である。その鎮圧にあたり、明治7年2月10日参議兼内務卿大久保利通へ

全権委任が為され、同月14日に大久保は鎮撫に向かった。大久保は内務卿として治安問題を担当していたが、文官の身で軍隊指揮権を与えられた事は注目に値する。

そして同月23日になってから、改めて征討大総督に東伏見宮嘉彰親王が、参軍に陸軍中将山縣有朋・海軍少将伊東祐磨が任命されている。本人事発令時には既に「佐賀の乱」は終息に向かっており、その目的は「佐賀賊徒の鎮定と俱に関西地方に皇威を示して其動揺を未発に防遏せん<sup>28)</sup>」というものであった。尚、此处で私見を加えるならば、大久保への全権委任は「明治国家」初期段階に於ける職権の未分離と混沌が生み出したものと言えよう。そして皇族親王の征討大総督は戊辰戦争以来のスタイルを踏襲したものであると見做せる。それは名目的にせよ天皇の兵権掌握を誇示しており、見方を変えれば、皇族親王の征討大総督という形態は『歩兵内務書第一版』(改訂版)に規定される元帥に相当しているのである。

同年5月には「征台の役」が実施されている。本出兵では参議大隈重信が臺灣蕃地事務局長官に就任し、陸軍中将西郷従道が臺灣蕃地事務都督として出征している。大隈は参議として蕃地事務局長官を兼任しており、形態上「太政官政府」の指揮の下に出兵が行われていると言う事が出来るであろう。但し、出兵直前に列強からの圧力を受けた政府が出兵延期を決定したにも拘わらず、西郷都督は独断で出兵を強行しており、必ずしも「太政官政府」の支配が貫徹したとは言えないものが在った事は指摘されなければならない。

この「征台の役」の延長線上に在るのが「対清戦」準備である。これは「征台の役」に絡む清国との外交交渉の行き詰まりの中、企図された戦争準備であるが、多分に威嚇の性格が強いものであった。只、「征韓」に比べれば具体的計画を伴っており、明治7年7月9日には「海外出師之議」が廟議に於いて決し、『岩倉公実記』には岩倉と三條が協議した上で参議に附して決議したという「宣戦發令順序條目」が収録されている。その中で軍の最高人事に関しては、「天皇陛下大元帥ト為ラセラレ六師ヲ統率シ大坂へ本營ヲ設ケラル可キ事」と記され、そして「親王大臣ノ内先鋒大總督トシテ直ニ長崎マテ進軍スヘキ事」という記事が見える<sup>29)</sup>。先ず前者からは矢張り天皇の兵権掌握の原則を窺い得る。

既に大元帥は元帥と共に前年の5月に廃止されているが、此处に記された大元帥は『歩兵内務書第一版』(改訂版)が「大元帥八親征出師ノ際ニ二当リ海陸兩軍ヲ統御

シ玉フ時奉称スル所ノ號トス」と規定する大元帥と内容的に同じものである。また同内務書は元帥を「皇太子若クハ其他大臣ヲシテ三軍ヲ率ヒ出征セシムル時之ニ任スル者トス」と規定しているが、これも「宣戦發令順序條目」に表れる「先鋒大總督」と内容的に変わらない。つまり大元帥・元帥の廃止に拘わらず、海外出師に於ける最高人事は『歩兵内務書第一版』(改訂版)が規定していた内容に忠実であったと言えるのである。

最後に「西南の役」であるが、これは当時只一人の陸軍大将西郷隆盛を擁した維新後最大の反乱であった。明治10年2月19日には征討の詔が発せられ、有栖川宮熾仁親王が征討総督に、陸軍中将山縣並びに海軍中将川村純義が参軍に任じられた。熾仁親王は武官では無かったが、征討総督として「陸海一切ノ軍事」を委任されたのである。本人事の形態は既述の「佐賀の乱」のケースと同質のものであると言える。

以上、初期「明治国家」の戦時に於ける軍の最高人事を検証してみた。その中で明らかとなったのは、大元帥・元帥の廃止に拘わりなく、それ等の職掌が戦時に於いて名称を変え存続していた事実であり、戦時に於いて天皇の代理として位置付けられる皇族親王が征討大総督に任用されるケースが多く見られた事である。つまり戦時に於いて天皇の兵権掌握の原則が顕在化していたと言える。太政大臣は直接征討大総督に就任しなくても、広義の兵権委任を受けるものとして、人事等を通じて軍の統治者であったと言えるだろう。しかし皇族親王の征討大総督という人事が行われる事自体、太政大臣の兵権を空洞化させているのではないだろうか。現実の軍事行動に際して、皇族親王を司令官に選定していた事実は、先に触れた狭義兵権の掌握を避ける太政大臣の基本的な立場並びに天皇による兵権掌握の原則によって規定されたものと言える。もし仮に皇族ではない山縣の様な将官を任意に太政大臣が征討大総督等に登庸出来ていたならば、太政大臣の兵権は強固なものであり、天皇からの委任は確かなものであったと言える。しかしいざ狭義の兵権が行使されるとなると、司令官に任用されるのは皇族親王であり、天皇による兵権掌握の原則が誇示されるのである。此处に政権委任とは様相を異にする初期「明治国家」の兵権委任という政治システムの実態を窺い知る事が出来るのである。

太政大臣の下に単純に一元化された兵権という在り方は、真に「明治国家」の基本的理念に合致したものであ

ったのであろうか。疑問である。むしろ狭義兵権を太政大臣から分離し、天皇に直結させるという部分的な兵権の分割委任が「明治国家」の政治システムの基本的スタイルなのではないだろうか。何故なら、大元帥・元帥の廃止によって「太政官政府」の下に兵権の一元化が図られたにも拘わらず、僅か5年後の明治11年には参謀本部の独立、つまり「統帥権独立」が制度化されたからである。次章ではこの「統帥権独立」の問題を取り上げてみたい。

## 「明治国家」の基本制度としての「統帥権独立」

「明治国家」に於いて「統帥権独立」とは、簡潔に言って、軍隊への指揮命令権を政府から分離し、天皇が掌握する事を意味する。制度機構上は統帥機関である参謀本部（後には軍令部も）が天皇直隷下に設置され、政府の管掌外に置かれる。既述の通り、この独立には広狭二つの面が在り、此处では専ら広義の意味に於いて「統帥権独立」を論じたい。

明治11年に「統帥権独立」が制度化（具体的には参謀本部の独立）に至った理由としては、従来、西南戦争の作戦指導に関する教訓並びにドイツ主義の移入等が挙げられてきた。しかし今日「統帥権独立」には、軍を天皇直轄に位置付け、軍隊を政治的に中性化する狙いが在った事が指摘されるに至っている。これら先行研究の指摘は何れも一定の妥当性を備えており、特に天皇の統帥権を確立する事によって藩閥政治家（例えば西郷隆盛）及び自由民権運動の影響から軍隊を防衛する意義が在ったとする梅溪昇氏や戸部良一氏の説<sup>30)</sup>は説得力に富んでいる。しかし本制度が採用され、定着していく背景には多分に「明治国家」の基本的な性格、つまり「政治的理念」が作用した事を見逃してはならない。

既に取り上げた通り、天皇の兵権掌握は「明治国家」の原則であり、西郷の陸軍元帥任用に反対した木戸孝允も、明治5年8月付けの書簡中に次の様に記していた。

且又如元帥は多く戦時之間にあつて歐州各國と雖も今日不知有其名當戦時候而是同盟之軍同合之外多く不置此任モルタケ之如きも未當此任帝王にあらずんは太子親王多く當其任是皆不偶然也（元帥は元來臨時之職なり）抑我皇國復古もかゝる事こそ復古に可有之天下事あるときは天子親ら被爲當其任然らされ

は太子親王其にかわらせられ億兆御保護被爲游益皇基も天壤と無窮なる所以也...以下略<sup>31)</sup>

木戸は天皇乃至皇太子・親王が元帥の任に当たる事を主張し、西郷の元帥任用を非難している訳だが、背景に在るのは矢張り天皇の兵権掌握の原則である。この様に「統帥権独立」以前の明治初期から、「政治的理念」の実体である天皇乃至皇族が元帥たるべき事を木戸が論じていた事は、天皇による兵権掌握の原則の制度的帰結として「統帥権独立」が位置付けられる事を多分に示唆している。戸部氏は、「統帥権独立」が意味する処は、政権と兵権の分離に在ったとする。そして本制度の目的は、西郷隆盛の再現を防止する事に在り、「特定の人物が政府の指導者であると同時に、軍の指導者としてその指揮権を握る事態を生まないようにすることであった」<sup>32)</sup>と論じている。政兵二権を完全に掌握する指導者の存在は、天皇の存在を形骸化させ、維新の精神に悖るものであり、「天皇親政」を貫徹させる為には「統帥権独立」は有効な手段であったと言えるであろう。

また藤田嗣雄氏が「当時の独立反対論は発見できないようであり、むしろ統帥権又は兵権の独立を意識的・無意識的に支持していた現実が研究されなければならない」<sup>33)</sup>と述べた通り、明治11年当時、参謀本部の独立への反対論は見受けられず、寧ろ伊藤博文等文官達によって参謀本部の独立が積極的に推進された事実が確認される<sup>34)</sup>。只、当初は独立後の運用（特に陸軍省と参謀本部の連携）に不安が持たれたようであり、山縣参謀本部長に参議を兼任させる事によって政府に列せしめ（嘗て西郷も陸軍元帥という独立した最高の武官で在りながら参議を兼任していた）政軍の連携が保たれる措置が採られたが<sup>35)</sup>、その後この様な兼任は東條内閣に至るまで見られない。また明治18年に内閣制度が発足しても、内閣職権の規定は統帥事項を総理大臣の管掌外としており、明治22年の「明治憲法」も天皇の統帥大権を明記するのみである。つまり「統帥権独立」は「明治国家」の「政治的理念」に合致した相応しい制度と認識され、定着していったのである。

そして藤田氏が「統帥権は、当時存在しなかった議会に対してではなく、絶対制の核心ともいべき太政官に対して独立した。ここにわが明治絶対制の本質が露呈しているばかりでなく、統帥権独立のこの原初形態が、明治憲法の崩壊に至るまで維持されていたことを見のがしてはならない」<sup>36)</sup>と指摘した通り、基本的に「統帥権独

立」は「明治国家」の崩壊まで堅持された。その制度としての生命は実に70年近くに及んだのである。

「大正デモクラシー」期に於いて屢々軍部大臣の補任資格が帝国議会で議論され、遂に軍部大臣現役武官制が改正されるに至っても<sup>37)</sup>、天皇の統帥大権が問題とされる事は無かった。原敬内閣時代、原首相及び高橋是清蔵相や長岡外史の間で参謀本部廃止論が持ち上がったが、議論の背後に在ったのは財政問題や外圧（参謀本部の存在は諸外国から軍国主義と同一視される恐れが在った）であり<sup>38)</sup>、遂に公式に議論・制度改革が行われる事はなかった。結局の処、軍隊が天皇親率の下に置かれる「明治国家」の原則に揺らぎは見られなかったのである。

しかし「明治国家」の「政治的理念」を母とする根元的制度である「統帥権独立」にも変革の危機は存在した。それは「明治国家」そのものの危機に於いて発生したのである。次章ではこの「統帥権独立」の危機を取り上げてみたい。それは昭和19年という、「明治国家」の破局的段階の中で起こった。

## 「明治国家」の破局と「統帥権独立」の否定

昭和19年、「明治国家」は存亡を賭けた戦いの中に在った。昭和16年末以来続く対米戦争は劣勢の度を強め、強大な米軍は「明治国家」の絶対防衛ラインである「絶対国防圏」<sup>39)</sup>の外縁に迫り、既に危機的段階に至っていた。戦況を逼迫させた原因は生産力を初め多数に上るが、「明治国家」の内部的且つ制度的要因として「統帥権独立」が在った。戦時下に於いて陸海軍統帥部が行う「統帥上の要求」は、特に船舶問題等に於いて国務の領域を圧迫しており<sup>40)</sup>、政戦両略の統合は困難を極めた。戦局悪化の中、「統帥権独立」は最早合理的に見て放置されるべきものではなかったのである。

当時、東條英機内閣総理大臣は現役の陸軍大将として陸軍大臣を兼任していた。又軍需大臣等多数の役職も兼務し、その権限領域は巨大なものになっており、更に「戦時行政特例法」によって軍需生産に関して東條首相は関係各省大臣への指示権を得ていた<sup>41)</sup>。また東條は陸相として参謀本部に干渉し、問責人事を断行した事も在ったが、万能である筈も無く、国務と統帥を協調させる事に苦慮していた。東條はその苦悩を次の如く語る。

政府ト統帥部トノ協調、又陸海両軍ノ協調ニ就テハ、

其ノ円滑ヲ期スルタメ、従来ノ数多ノ事例ニモ鑑ミ、組閣当初ヨリ苦心ヲ払ヒタル最大ノモノニシテ、組閣ニ当リ総理大臣ト陸相ヲ兼ヌルノ処置ヲ採リシモ此ノ顧慮ニ出ズ〔ツ〕...中略...統帥部ノ重大ナル要求等ガ、政府事前ニ殆ント関知セズ。...中略...然モ過去ノ一ケ年半中ニハ、政務ノ施行中最モ頭ヲ脳メシハ此ノ点ニシテ、時ニ「堪ヘラレスト」ト竊カニ感ジタル場合モナシトセザリキ<sup>42)</sup>

これは昭和18年5月21日の「東條メモ」の記事である。東條は近衛内閣の陸相として統帥への干渉を図る程であったが、陸相兼任の地位に於いても、遂に統帥部の作戦用兵事項と国務の統合を図る事が出来なかったのである。しかし東條は事態の打開を試みた。

東條は戦況逼迫を受け、国務と統帥を調整する苦悩より脱する為、参謀総長兼任を企図した。この異例極まりない人事の刷新は、杉山元陸軍参謀総長の抵抗にあいつつも、昭和19年2月21日断行され、東條は首相・陸相・参謀総長を兼任し、少なくとも陸軍側に於ては国務と統帥が、東條個人の人格を以て調和される事となったのである。

この異例な措置が断行される過程で、一見強固な参謀本部が隠しようのない存立の脆弱さを暴露している。当時の参謀本部第一部長真田穰一郎は総長兼任問題に付き、次の如き筆記を残している。

統帥と政務とは伝統として一緒になってはいけ無い。これ伝統の鉄則である。陸相が総長を兼ねては政治と統帥とが混淆する。かくして統帥の伸張は阻害されるからである<sup>43)</sup>

この記事は2月19日に東條の総長兼任を申し入れた陸軍次官富永恭次との会談に於ける杉山総長の発言内容を伝えている。統帥の伸張が政治との交わりによって阻害されるとの杉山の認識は興味深い。伊藤氏はその論稿の中で、この記事を取り上げ、「太平洋戦争の非常事態における杉山参謀総長のこの発言は、従来の陸軍の統帥権独立制の思想と伝統を代弁するものであった」<sup>44)</sup>との見解を呈した。氏が言う通り、杉山総長の発言は「明治国家」の末期に於いて、猶「統帥権独立」を堅持せんとしたものであり、その発言内容から、非政治的である事、つまり軍令機関の孤立性が統帥を伸張させるとの見解に至る。この様に杉山は容易に東條の総長兼任を認めようとはせず、事態は陸軍三長官会議（富永も列席）に持越された。その模様は次の様なものであった。



杉山 第二点は、悪例を将来に残す。これが例になり、将来今度のことに藉口して首相が総長を兼ねることとなる虞れあり。

東條 いや、そんなことはない。自分は大將、参謀総長も現役の大將、その両者を兼ねる。現役以外のものには出来ないではないか。

杉山 そうはいかぬ。現役以外のものでも出来る、法令を変えてでもやれる端緒とはならぬか。

.....中略.....

富永 それならば、総長御不同意で大臣が奏上したら、総長は単独上奏をなさるか。

杉山 する<sup>45)</sup>

この記事は陸軍三長官会議でのやり取りを部分的に抜粋したものであるが、杉山総長が東條の総長兼任に反対した大きな理由が、東條が首相である事に求められる事を示している。

参謀本部の長が政府に列する事は既述の通り、初代山縣本部長以来見られなかった事態であり（しかも山縣は一参議に過ぎなかった）、如何に東條が現役の陸軍大將として総長を兼任すると弁解した所で、首相が総長を兼任する事への反発は免れなかったのである。

そして杉山総長が「単独上奏」を以て東條の総長兼任を阻止せんとしていた事は大変興味深い。「統帥権独立」が東條という強烈な個性の前に国務と軍政の両面から浸食を受けんとする時、それを阻止する術が杉山総長にとって「単独上奏」であったのである。

従来、統帥部長並びに軍部大臣の「帷幄上奏権」は「明治国家」に於いて絶大な意義を持つと認識されてきた。しかしこの杉山の「単独上奏」に参謀総長として權威を見出す事は困難であり、只他に抗う手段を持ち合わせていないという事実が垣間見えるのみである。

また結局杉山は東條の総長兼任を渋々承知するが、真田第一部長から「総長は統帥輔翼の幕僚長として、本問題についてはその立場と信念とを陛下に対し明確に申し上げ、よく御相談の上で進退を決せられるべきであって、そうアッサリ決心されては困ります」<sup>46)</sup>とわれ、内奏を行っている。その中で杉山は東條の三職兼任を「幕府時代に逆戻り」と評し、兼任を「今次限りの特例、非常の措置」である事の確認を天皇に求めている<sup>47)</sup>。「幕府」という言葉は意味深い。先に触れた通り、「明治維新」が否定したものが「幕府」であり、それは天皇以外に政兵二権を掌握するものであった。東條は政兵二権の分割

委任という「明治国家」の政治システムを人事の妙によって破壊したのである。しかし杉山の内奏に対する天皇の「御言葉」は次の様なものであった。

お前の心配の点は朕もそう思った。東條にその点は確かめた。東條もその点は十分気をつけてやると申すから安心した。今お前もいう通り十分気をつけて非常の変則ではあるが、一つこれで立派にやってく様協力して呉れ<sup>48)</sup>

東條の三職兼任は「統帥権独立」という「明治国家」の伝統を有名無実化するものであり、杉山はそれを酷評したが、「御言葉」は東條への天皇の支持を物語っているのである。

尚、此处で総長兼任を申し出るに際し、東條がある意図を持つ方策を併せて提示している点を指摘しておきたい。それは『木戸幸一日記』に次の様に記されている。

一九・二・一八、東條首相

一、昨今、マーシャル、トラックに対する敵の反攻作戦に対する我戦況の不利並に同方面の配備の現状より見るときは、容易ならざる実情なりと思考す。...中略...

依って左の如き構想の下に至急手を打ちたしと考ふ。

一、統帥一元強化

陸海軍統制を更に強化一元化する為め、

イ、杉山総長の辞任を求め、東條首相陸軍大將の資格に於て兼任せむとす...中略

ロ、元帥府の強化活潑化、出来得れば常時宮中に在りて陛下を輔佐し奉る。

ハ、大本営両総長は宮中に於て執務す。

...以下略<sup>49)</sup>

史料中の項目「ロ」・「ハ」には統帥に於ける「天皇親率」の顕現という側面が窺える。

また本方策を内大臣木戸幸一に示した翌日に東條は「今後閣議は宮中で開催致し、場合により御親臨を仰ぎ度い」と奏上し、天皇からは奏上終わらざる内に「昔は宮中で閣議を開催してゐたが政党内閣内閣から総理官邸で開催することとなつたと思ふ」との「御言葉」があり、東條は「大変御喜びの御様子に拝察した」と語っている<sup>50)</sup>。こうした東條の行動は、天皇の信任を勝取り、総長兼任を成し遂げるのに効果を発揮したと考察される訳だが、同時に「天皇親率」・「天皇親政」の顕現という維新以来の根元的な「明治国家」の「政治的理念」への回帰を

求めている点は無視し得ない。つまり戦局悪化という「明治国家」の危機に於いて、天皇という「明治国家」の根元的存在が顕現され、戦争指導上の弊害であった「統帥権独立」が除かれた点が意義深いのである。

統帥機関の独立は、「明治国家」の「政治的理念」を实体化させた一つの制度であったが、それは「天皇親政」の一部を補完しているに過ぎず、総体としての「天皇親政」の推進は「統帥権独立」を呑み込んでしまうだけの許容量を持っていたのである。

## おわりに

本稿では「明治国家」の実態分析を基に、「政治的理念」を媒介とした政軍関係という問題に言及してきた訳だが、最後に本稿で課題として提起した近代的国家の成立過程で政治と軍事は政治システムの中に如何に位置付けられ、両者のどのような関係が状況に応じて「軍の政治介入」とも言える事態を招くのかという政軍関係上の問題に対し、提言を試みたい。

嘗てクラウゼヴィツは戦争を「政治的諸関係の継続であり、他の手段をもってする政治の実行である」と定義し<sup>51)</sup>、戦争も政治の一部であり、政治（政府）が戦争（軍隊）より優位に立つ事を是認する事によって、シビリアン・コントロールの理論的正当化に貢献したと言われる<sup>52)</sup>。政治を「全社会のあらゆる利害の代表者」<sup>53)</sup>と捉える時、この政治優位の政軍関係は是である。しかし、利益調整の次元を超えた「政治的理念」の存在を念頭に置くならば、「明治国家」の事例に見える通り、政治（政府）と戦争（軍隊）は対等であり、政治の優位は担保されないのである。

「明治国家」の「政治的理念」の中身は「天皇親政」であったと言える。これを基に形成され、「統帥権独立」をもって確立した政軍関係は、「政治的理念」を媒介とした政軍対等の関係であり、遂に末期に至る迄、このような形態は清算されるには至らなかった。

此处に「政治的理念」によって強固に規定された「明治国家」の政軍関係の姿が見えてくる。

しかしこのような政軍関係は戦争指導上の欠陥であり、近代戦に適應する事は出来なかった。太平洋戦争期、戦争指導に苦慮した東條首相は、政兵二権を分割委任する「明治国家」の政治システム上の弊害を、自ら参謀総長を兼任する事によって克服せんとした。

此处に「統帥権独立」は否定され、「政治的理念」上にも修正が行われたかに見える。しかし果たして本当にそう言えるのであろうか。何故なら、この画期的変革の背景には、東條に対する天皇の信任並びに「天皇親政」の顕現という政策が存在したからである。

「明治国家」に於いて天皇の信任とは単に天皇個人の信頼を意味しない。それは「政治的理念」の实体を為す天皇からの權威の委譲とも言うべきものであろう。

「明治憲法」も天皇に国政の統一性を求めていた。故にその信任は国政上の最高の權威の付与を意味すると考えるものである。

そして「統帥権独立」は「明治国家」の危機的状況の下に、天皇の信任を得た東條の「天皇親政」政策の中に埋没し、特例ながら有名無実化された。この現実には政軍関係の変革が、飽くまでも「政治的理念」のコントロール下に位置付けられていた事を示している。「政治的理念」は最後まで政軍関係を規定し続けたのであり、それ故に「明治国家」の歴史上、屢々「軍の政治介入」と見做される事態が現出したのである。

以上、「明治国家」の政軍関係を基に論じてきたが、では何故英米等では、「政治的理念」の下に政府と軍隊は対等であるにも拘わらず、シビリアン・コントロールという政府優位の政軍関係が成立し得たのであろうか。「明治国家」の事例は、政府並びに軍隊が「政治的理念」に従属する関係を示している。これは英米に於いても何ら変わらない。英米に於ける「政治的理念」は政治思想的な形態を採るものであり、自由主義・民主主義と呼ばれるものと考えられる。この「政治的理念」に政府と軍隊は従属している。問題の核心は「政治的理念」の中身であり、政府の形態である。つまり英米では自由主義・民主主義が「政治的理念」であって、選挙・議会制度を通じて政府が「政治的理念」にその性質を一致させている事が重要なのである。英米等の政府は「全社会のあらゆる利害の代表者」として戦争（軍隊）より優位に立ち、「政治的理念」の体現者として軍隊を支配下に置く事が可能なのである。

「明治国家」は19世紀後半に生まれた非欧米圏の新興国であった。それは絶対王制期の遺産とも言うべき「常備軍」の存在を前提とした政軍関係が生まれる場ではなかった。そこでは対等な歴史的な位置付けの中で、政軍関係が構築されていった。

それ故に政軍関係という今日尚生命を保ち続ける問題に

対し、示唆するものには大なるものがある。特に政府の優位を当然とした政軍関係上の固定観念を覆した点に於いて、そして政軍関係が「政治的理念」の枠を超えるものではない事を証明した点に於いて意義深い。

これからの新興国が自らの「政治的理念」に何を選択するにせよ、政府がその理念を体現していない時、軍人の目に政府は真の支配者と映らない。そして「軍の政治介入」という事態は依然として留保され続けるのである。

## 付記

本稿は日本比較政治学会2002年度研究大会に於ける報告を拡大、発展させたものである。

## 注釈

- 1) 1868年から1945年迄の明治憲法体制下（本体の整備段階である「太政官政府」の時代も含む）にあった国家を指す。
- 2) 政軍関係とは政治と軍隊との相互関係、及び両者の関係から生じる諸問題、又はそれらの関係や問題についての理論に関するものであると言える。尚、本稿に於いては、政軍関係を政府と軍隊の関係に限定して論じる。
- 3) クラウゼヴィツ『戦争論』淡徳三郎訳（徳間書店 1965年）43・389頁。
- 4) S・P・ハンチントン『軍人と国家上』市川良一訳（原書房 1979年）を参照。
- 5) Samuel P. Huntington, "Civil-Military Relations", in: International Encyclopedia of the Social Sciences, edited by David L. Sills (New York: Macmillan), v ol.2, 1968, p.493.
- 6) 三宅正樹「文民統制の確立は可能か 政軍関係の基礎理論」（『中央公論9月号』1980年）・三宅正樹「日本の政軍関係の特質と病理」（『軍部支配の開幕 昭和史の軍部と政治』（第一法規出版 1983年））・三宅正樹『政軍関係研究』（芦書房 2001年）・西岡朗『現代のシベリアン・コントロール』（知識社 1988年）等を参照。
- 7) Huntington, "Civil-Military Relations", p.487.
- 8) 出岡直也「政軍関係をめぐるふたつの議論の批判的検討 ファイナーとムーゼリス」（東北大学法学会『法學』第51巻第6号 1988年）179頁。
- 9) 岩井忠熊『明治天皇 「大帝」伝説』（三省堂 1997年）20頁。
- 10) 御親兵の兵力に付いては一般に1万人と称されるが、松下芳男氏の著書『明治軍制史論 上巻』に依れば6千2百乃至6千3百以上8千人以下という。
- 11) 梅溪昇『増補 明治前期政治史の研究』（未来社 1978年）137 - 38頁。
- 12) 大江志乃夫『徴兵制』（岩波書店 1981年）52 - 53頁。

- 13) 内閣記録局編『法規分類大全・第47巻 兵制門〔3〕』（原書房 1977年覆刻再刊）526頁。尚「都督」は長官、「陸軍卿」は後の陸軍大臣に相当。
- 14) 伊藤皓文「明治国家における政軍関係 軍隊と国家の関係の一事例研究（1）」（『防衛論集 第7巻第2号』1968年）3頁。
- 15) 同上、5頁。
- 16) 同上、9頁。
- 17) 内閣記録局編『法規分類大全・第45巻 兵制門〔1〕』（原書房 1977年覆刻再刊）18 - 9頁。
- 18) 内閣記録局編『法規分類大全・第10巻 官職門〔1〕』（原書房 1978年覆刻再刊）145頁。
- 19) 内閣記録局編『明治職官沿革表（全7冊）合本1』（原書房 1978年）51頁。
- 20) 藤原彰『日本軍事史 上巻 戦前編』（日本評論社 1987年）36頁。
- 21) 国立公文書館蔵『歩兵内務書第一版 上』189函77號。
- 22) 前掲、『法規分類大全・第10巻 官職門〔1〕』148頁。
- 23) 国立公文書館蔵『歩兵内務書第一版 上』189函79號。
- 24) 日本史籍協会編『岩倉具視関係文書五』（東京大学出版会 1983年覆刻再刊）170頁。
- 25) 日本史籍協会編『西郷隆盛文書』（東京大学出版会 1987年覆刻再刊）90頁。
- 26) 前掲、『明治職官沿革表（全7冊）合本1』87頁。
- 27) 日本史籍協会編『大久保利通文書五』（東京大学出版会 1983年覆刻再刊）67頁。
- 28) 木戸公伝記編纂所編『複製版 松菊木戸公伝』（臨川書店 1970年）1686 - 87頁。
- 29) 多田好問編『岩倉公実記（下巻）』（原書房 1968年）193頁。
- 30) 戸部良一『逆説の軍隊』（中央公論社 1998年）・前掲、『増補 明治前期政治史の研究』を参照。
- 31) 日本史籍協会編『木戸孝允文書 四』（東京大学出版会 1986年覆刻再刊）389 - 90頁。
- 32) 前掲、『逆説の軍隊』75頁。
- 33) 藤田嗣雄『明治軍制』（信山社 1992年）104頁。
- 34) 梅溪昇「参謀本部独立の決定経緯について」（『軍事史学会『軍事史学』第9巻第2号、1973年）13頁。
- 35) 同上、17 - 8頁。
- 36) 前掲、『明治軍制』83 - 4頁。
- 37) 大正2年、陸海軍大臣の任用資格が緩和され、非現役大・中將が陸海軍大臣に就任出来る様になった。
- 38) 原奎一郎編『原日記 首相時代編（下）』（乾元社、1950年）113 - 4頁。
- 39) 昭和18年9月30日、御前會議に於いて「今後採るべき戦争指導の大綱」が決定され、その中で戦争遂行上「絶対確保すべき要域」が示され、これを「絶対国防圏」と称した。
- 40) 開戦時、日本の輸送用船舶の総量は約600万噸であり、そ

の後増強に努めたが、連合軍の攻撃で多くの船舶を喪失し、漸次その輸送能力は低下していった。戦時経済を支える船舶輸送が低下していく中、陸海軍は作戦用に船舶の増徴を要求し、船舶確保をめぐる政府・陸軍・海軍の対立は激しいものがあった。

- 41) 春川由美子「二つの戦時立法に見る昭和十八年初期の東條内閣」(軍事史学『軍事史学』第24巻第2号 1988年)を参照。
- 42) 伊藤隆他編『東條内閣総理大臣機密記録』解題 付2 東條メモ(抜粋)(東京大学出版会 1990年)25 - 6頁。
- 43) 参謀本部『杉山メモ 下』資料解説(原書房 1967年)28頁。
- 44) 前掲、「明治国家における政軍関係 軍隊と国家の関係の

一事例研究 (1)」47頁。

- 45) 前掲、『杉山メモ 下』資料解説 29頁。
- 46) 同上、30頁。
- 47) 同上、31頁。
- 48) 同上、31頁。
- 49) 木戸幸一著『木戸幸一日記 下巻』(東京大学出版会 1966年)1089頁。
- 50) 前掲、『東條内閣総理大臣機密記録』第二部 東條英機大将言行録(廣橋メモ)532頁。
- 51) 前掲、『戦争論』(徳間書店 1965年)43頁。
- 52) 前掲、『軍人と国家上』58頁。
- 53) 前掲、『戦争論』392頁。